

議案第29号「財産の減額貸付について」

御報告申し上げます。

本案は、医療的ケアが必要な児童を受け入れることができる短期入所施設が本市に無いことから、旧大久保保育所跡地を活用し、地域生活支援拠点等施設整備・運営事業を主として実施できる民間事業者をプロポーザル選定方式で公募し、優先交渉権者に選ばれた法人に対して、施設の長期にわたる安定的な運営を図るため、減額して貸し付けを行うものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。